

第10章 介護保険事業費

1 介護保険事業費の見込み

(1) 介護保険総給付費の見込み

- 各サービスの給付見込み量に、各サービスごとの利用1回・1日当たり給付額を乗じたものを1年間に換算して総給付費を求めます。
- 各サービスの給付見込み量については、第6章介護(予防)給付の数値目標に基づいています。
- 各サービスごとの利用1回・1日当たり給付額については、平成23年度(2011年)の実績をふまえた水準で推移するものと見込みます。

◆給付費が増加する主な要因

高齢者数の増加と要介護認定者数の上昇により、サービス利用者数が増加することに加え、サービス基盤の充実等の影響から、サービス需要に対しての供給による保険給付の伸びが続きます。

① 介護給付費の推計(居宅サービス/地域密着型サービス/施設サービス/等)

	実績		見込み	第5期		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
(1) 居宅サービス	1,419,178	1,568,470	1,664,344	1,754,558	1,815,413	1,942,013
①訪問介護	221,133	228,479	235,395	248,926	256,025	262,031
②訪問入浴介護	40,943	39,013	45,048	48,843	48,502	48,161
③訪問看護	49,892	57,835	61,132	63,218	64,411	73,366
④訪問リハビリテーション	21,487	28,381	34,529	35,008	35,608	39,886
⑤居宅療養管理指導	3,838	4,428	4,639	3,855	4,430	4,827
⑥通所介護	652,934	738,598	786,625	857,507	895,075	964,923
⑦通所リハビリテーション	64,849	70,278	81,300	88,197	89,934	105,639
⑧短期入所生活介護	167,053	191,408	191,761	183,532	187,474	192,873
⑨短期入所療養介護	35,036	31,110	26,463	26,374	28,563	35,448
⑩特定施設入居者生活介護	49,641	53,378	63,887	68,794	73,623	78,833
⑪福祉用具貸与	107,449	119,622	127,404	123,045	123,618	127,330
⑫特定福祉用具販売	4,923	5,941	6,159	7,258	8,152	8,696
(2) 地域密着型サービス	404,518	431,869	475,791	641,696	679,079	764,199
①定期巡回・随時対応型訪問介護看護						
②夜間対応型訪問介護						
③認知症対応型通所介護	151,613	166,726	172,813	179,329	184,259	189,189
④小規模多機能型居宅介護	103,163	106,720	144,893	192,724	198,658	278,848
⑤認知症対応型共同生活介護	149,742	158,423	158,085	269,643	296,162	296,162
⑥地域密着型特定施設入居者生活介護						
⑦地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護						
⑧複合型サービス						

(3)住宅改修	14,873	18,359	20,000	17,780	18,057	18,333
(4)居宅介護支援	188,559	219,117	228,742	234,040	244,468	251,384
(5)介護保険施設サービス	1,224,731	1,208,835	1,244,415	1,239,438	1,218,887	1,600,564
①介護老人福祉施設	643,815	643,876	656,857	641,990	643,232	758,009
②介護老人保健施設	456,085	459,966	507,855	527,754	528,520	799,436
③介護療養型医療施設	124,831	104,993	79,703	69,694	47,135	43,120
④療養病床(医療保険適用)からの転換分						
介護給付費計(小計)(I)	3,251,858	3,446,650	3,633,293	3,887,512	3,975,903	4,576,494
3カ年 介護給付費(小計)(I) 合計			10,331,800			12,439,909

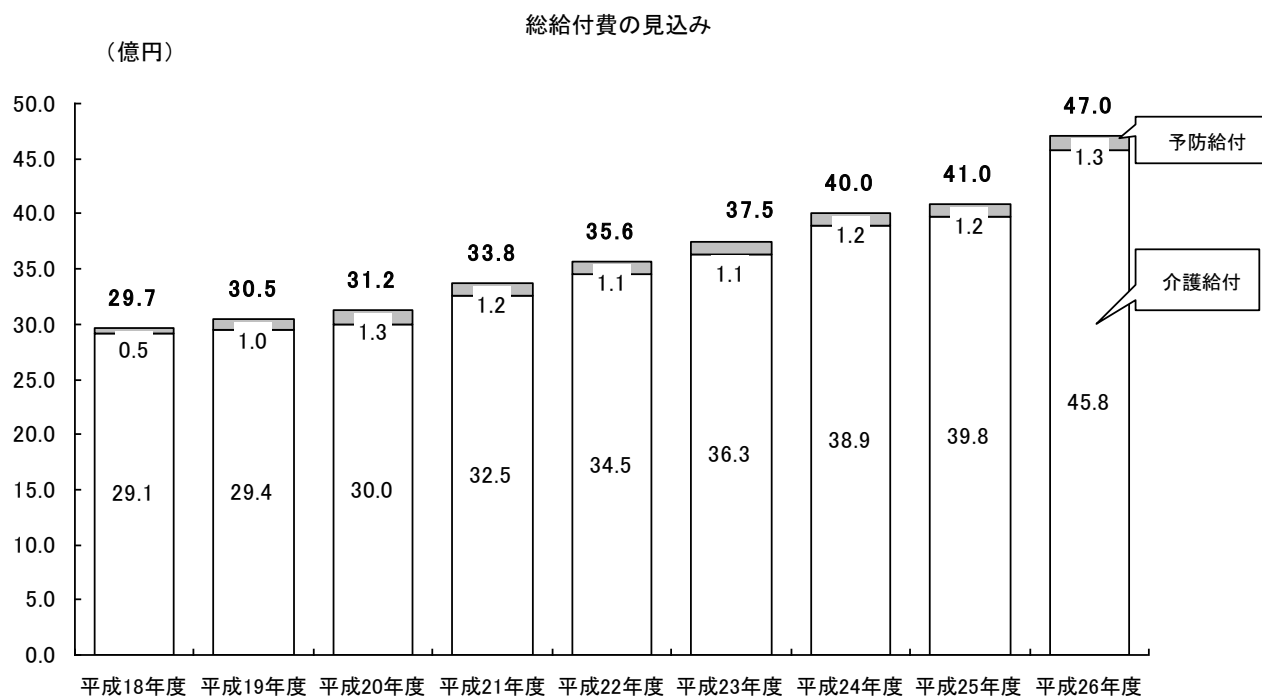
※端数処理しているため、合計が一致しない場合がある。

② 予防給付費の推計(介護予防サービス/地域密着型介護予防サービス/等)

	実績		見込み	第5期		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
(1)介護予防サービス	100,486	93,240	91,497	93,916	96,084	99,684
①介護予防訪問介護	16,908	16,310	15,483	16,225	17,059	17,601
②介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0	0	0
③介護予防訪問看護	1,431	1,253	1,265	1,762	1,790	1,818
④介護予防訪問リハビリテーション	2,571	1,798	906	1,561	1,725	2,711
⑤介護予防居宅療養管理指導	30	5	31	76	89	102
⑥介護予防通所介護	57,769	52,601	52,920	52,753	52,707	52,662
⑦介護予防通所リハビリテーション	10,899	10,851	10,838	11,325	11,840	13,234
⑧介護予防短期入所生活介護	457	19	0	0	0	0
⑨介護予防短期入所療養介護	506	172	0	0	0	0
⑩介護予防特定施設入居者生活介護	3,712	4,436	3,800	3,951	4,273	4,619
⑪介護予防福祉用具貸与	4,741	4,640	5,058	4,896	5,065	5,233
⑫特定介護予防福祉用具販売	1,463	1,155	1,195	1,368	1,536	1,705
(2)地域密着型介護予防サービス	4,580	1,738	1,814	2,251	2,266	2,281
①介護予防認知症対応型通所介護	377	0	0	0	0	0
②介護予防小規模多機能型居宅介護	2,228	1,738	1,814	2,251	2,266	2,281
③介護予防認知症対応型共同生活介護	1,975	0	0	0	0	0
(3)住宅改修	4,134	4,446	5,679	5,796	6,840	7,884
(4)介護予防支援	14,250	13,366	13,819	14,288	14,912	15,536
予防給付費計(小計)	123,450	112,789	112,810	116,251	120,102	125,384
3カ年 予防給付費(小計)(II) 合計			349,049			361,737
総給付費(合計) →(Ⅲ)=(Ⅰ)+(Ⅱ)	3,375,307	3,559,439	3,746,103	4,003,763	4,096,005	4,701,879
3カ年 総給付費(合計)(Ⅲ) 合計			10,680,849			12,801,646

※端数処理しているため、合計が一致しない場合がある。

以上の結果から、総給付費は平成 26 年度(2014 年度)には 47 億円に増加すると見込まれます。



※端数処理しているため、合計が一致しない場合がある。

(2) 介護保険事業に要する費用の見込み

- 介護保険事業を運営するために必要となる費用は、介護給付費など、下表に要する費用から構成されます。
- 第5期の3年間における介護保険事業費の見込みは、次のとおりです。
- 総給付費以外の費用見込みについては、これまでの給付実績や今後の推移などを加味して推計しています。

第5期における事業費の見込み

単位:千円

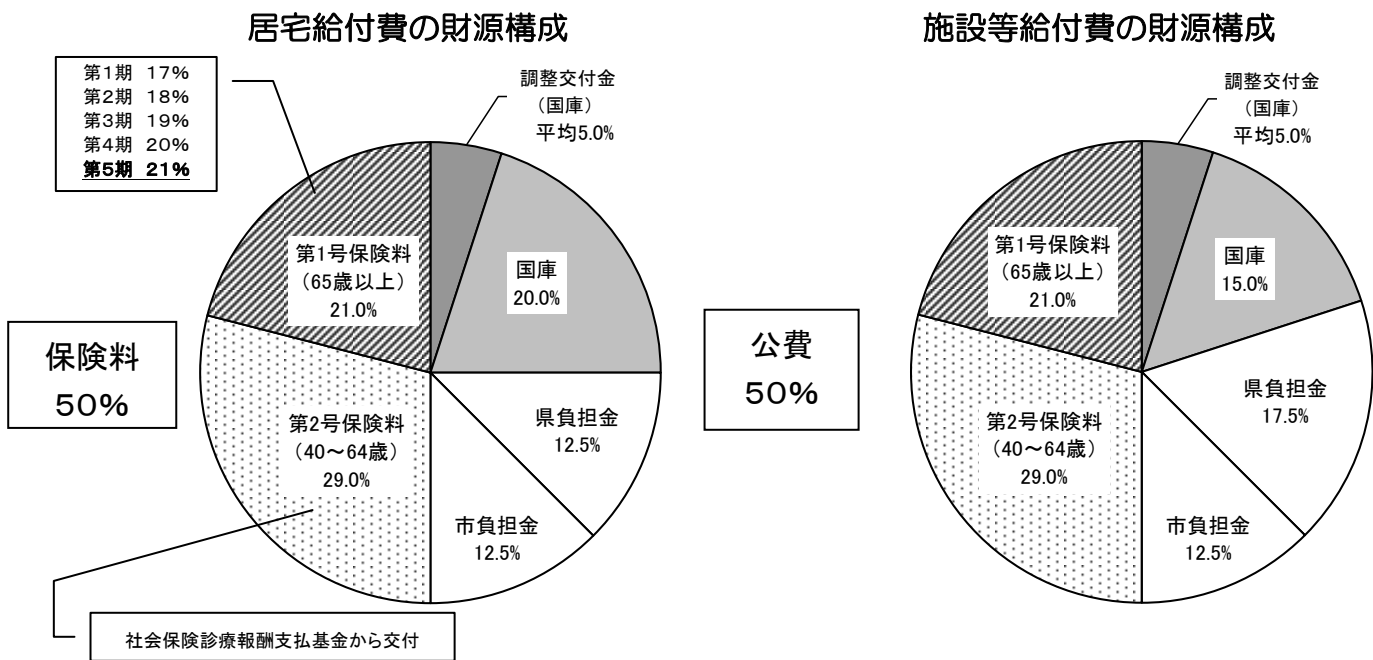
	平成24年度 (2012年)	平成25年度 (2013年)	平成26年度 (2014年)
介護保険事業費総合計(A)+(B)	4,327,562	4,435,856	5,076,331
標準給付費(A)=③+④+⑤+⑥+⑦	4,212,562	4,315,856	4,941,331
総給付費③=①+②	4,003,763	4,096,005	4,701,879
介護給付①	3,887,512	3,975,903	4,576,494
予防給付②	116,251	120,102	125,384
特定入居者介護サービス費等給付額④	139,285	143,826	156,918
高額介護サービス等給付費⑤	58,068	63,262	68,456
高額医療合算介護サービス費等給付額⑥	6,000	7,000	8,000
審査支払手数料⑦	5,446	5,762	6,078
地域支援事業費(B)	115,000	120,000	135,000
保険給付費に対する割合(B)÷[(A)-⑦]	2.7%	2.8%	2.7%
3カ年介護保険事業費総合計	13,839,748		

※端数処理しているため、合計が一致しない場合がある。

(3) 介護保険事業に係る財源構成

① 介護給付費等の財源構成

- 介護給付費等に係る事業費の財源は、基本的に、50%が国(調整交付金含む)及び都道府県並びに市町村の公費負担、残りの50%が65歳以上の第1号被保険者と40歳から64歳の第2号被保険者が負担する保険料で構成されます。
- 全国の介護保険被保険者が公平に費用を負担するように、第1号保険料と第2号保険料の割合は、3年間(事業計画期間)ごとに全国ベースの人数比率で決定され、全国平均で同一水準となるよう設定する仕組みとなっています。
- 第1号保険料の負担割合は、全国的な高齢化の進行を反映して、第1期では17%、第2期では18%、第3期では19%、第4期は20%でしたが、第5期では21%となります。
- 第1号保険料額は第1号被保険者の人数や介護サービスの利用量に応じて介護保険者である近江八幡市が設定することになります。第2号保険料額はそれぞれ加入している医療保険の算定方法により算出され、社会保険診療報酬支払基金が全国の第2号被保険者の保険料を集約し、給付費の負担割合相当分が交付金として市に交付されます。



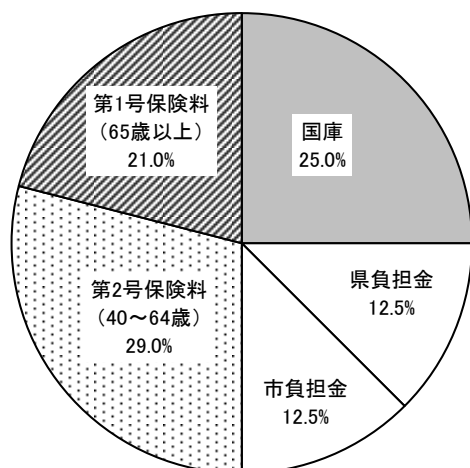
※ 施設等給付費とは、都道府県知事が指定権限を有する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、特定施設入居者生活介護に係る給付費等であり、居宅給付費は、施設等給付費以外の給付費。

在宅(居宅)サービス	地域密着型サービス	施設サービス(3施設等)
在宅(居宅)サービス <要介護者> <ul style="list-style-type: none"> ・訪問介護 ・訪問入浴介護 ・訪問看護 ・通所介護(デイサービス) ・通所リハビリテーション(デイケア) ・福祉用具貸与 ・短期入所生活介護(ショートステイ) ・特定入所者生活介護サービス費(ショート利用分) など 	地域密着型サービス <要介護者> <ul style="list-style-type: none"> ・認知症対応型通所介護 ・小規模多機能型居宅介護 ・認知症対応型共同生活介護(グループホーム) など 	施設サービス(3施設等) <要介護者> <ul style="list-style-type: none"> ・介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム) ・介護老人保健施設 ・介護療養型医療施設 ・特定施設入居者生活介護 ・特定入居者介護サービス費(施設等分) など

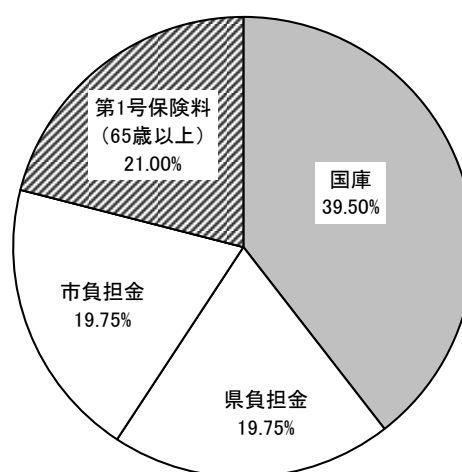
② 地域支援事業の財源構成

- 地域支援事業（①介護予防事業、②包括的支援事業、③任意事業）は、各年度の介護給付見込額(審査支払手数料除く)の3%以内の範囲で実施されます。
- ①介護予防事業の財源は、介護給付費と同じく50%が国、県、市による公費負担、50%が第1号と第2号の保険料負担です。②包括的支援事業と③任意事業の財源は、第2号被保険者の負担はなく、79%が国、県、市による公費負担、21%が第1号保険料で構成されます。

① 介護予防事業の財源構成



②包括的支援事業、③任意事業の財源構成



①介護予防事業

- ・運動器機能向上事業「自分でするリハビリ事業」
- ・退職後男性閉じこもり予防事業
- ・介護予防普及啓発事業
- ・地域介護予防活動支援事業
- ・口腔栄養改善事業
- ・二次予防事業の対象者把握事業など

②包括的支援事業

- 地域包括支援センター運営費
- ・総合相談
 - ・権利擁護事業
 - ・地域ケア会議
 - ・高齢者実態把握事業など

③任意事業

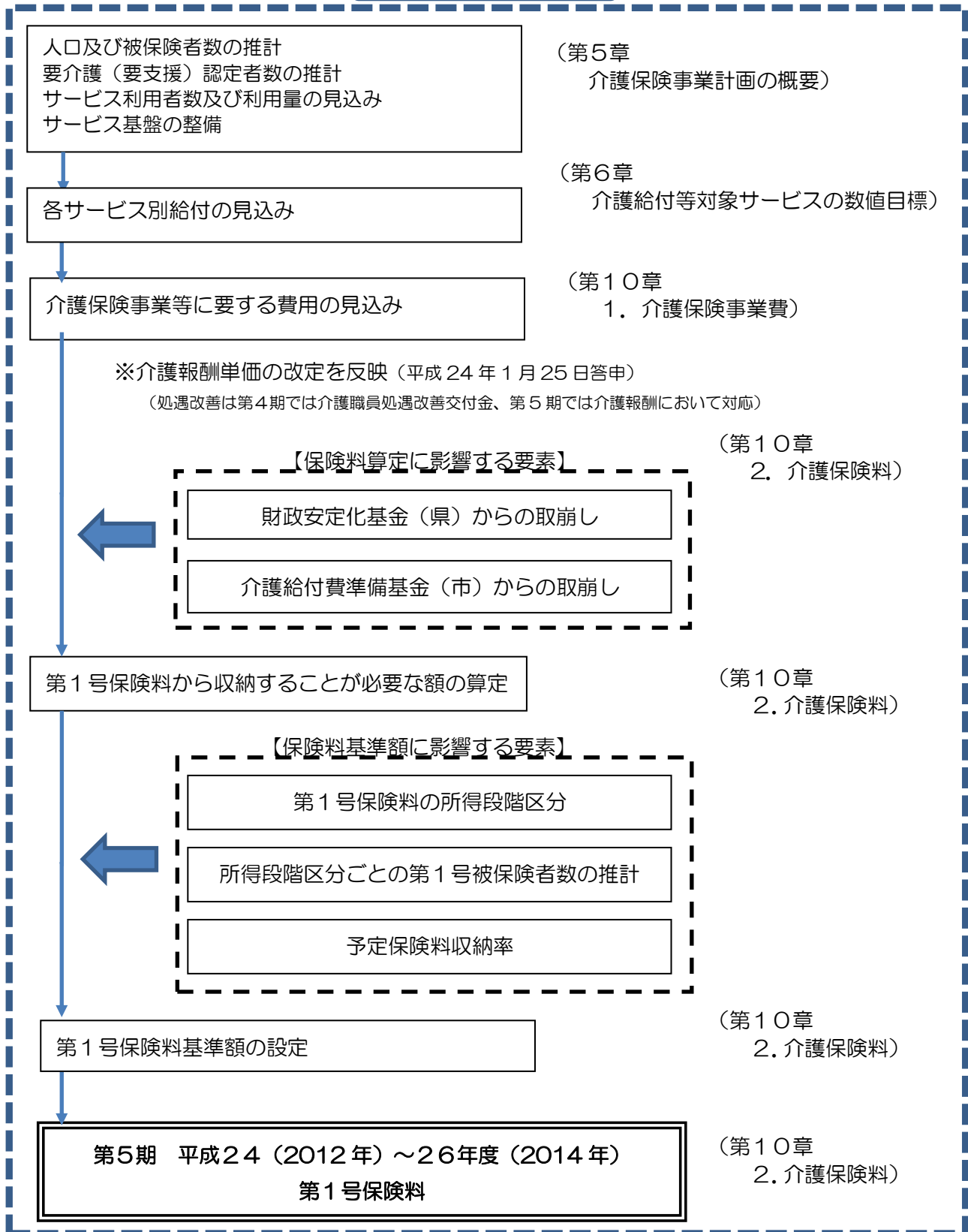
- ・介護給付費適正化事業
- ・介護相談員派遣事業
- ・認知症啓発事業
- ・介護家族交流事業
- ・家族介護用品支給事業（紙おむつ購入助成）など

2 介護保険料

(1) 保険料設定の流れ（概要）

保険料設定の流れは、下図のとおりとなっています。それぞれの算定方法については、各章で述べる
とおりです。

図 保険料設定の流れ



※介護報酬は、介護保険法上、厚生労働大臣が社会保障審議会（介護給付費分科会）の意見を聞いて定める
※介護報酬の地域区分の見直し

(2) 第4期における介護保険料

第4期においては、旧近江八幡市、旧安土町とも、標準的な第6段階設定をしています。ただし、旧近江八幡市では、第4段階について前年度の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人の料率を0.85とする特例第4段階を設定しています。

第4期(平成21～23年度)では原則と異なり、平成21年度の介護報酬改定(プラス3.0%)により介護従事者の処遇改善を図ることとしつつ、それに伴う介護保険料の急激な上昇の抑制を図るために特別対策が講じられました。被保険者の負担が国費により軽減され特別に年度ごとに第1号保険料基準額を設定できるようになっていました。

所得段階	対象者	保険料率	第4期 H23年度保険料 月額 (年額) 単位：円		
			旧近江八幡市	旧安土町	差額
第1段階	●生活保護を受給している人 ●世帯全員が住民税非課税で、本人は老齢福祉年金を受給している人	0.50	1,870 (22,430)	1,470 (17,640)	400 (4,790)
第2段階	●世帯全員が住民税非課税で、本人は前年の合計所得金額+課税年金収入額の合計が、80万円以下の人	0.50	1,870 (22,430)	1,470 (17,640)	400 (4,790)
第3段階	●世帯全員が住民税非課税で、本人は第2段階以外の人	0.75	2,804 (33,640)	2,205 (26,460)	599 (7,180)
特例 第4段階	●世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額の合計が、80万円以下の人	0.85	3,178 (38,130)	/	238 (2,850)
第4段階	●世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、上記以外の人	<u>1.00</u>	<u>3,739</u> <u>(44,860)</u>	<u>2,940</u> <u>(35,280)</u>	<u>799</u> <u>(9,580)</u>
第5段階	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が、200万円未満の人	1.25	4,674 (56,070)	3,675 (44,100)	999 (11,970)
第6段階	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が、200万円以上の人	1.50	5,609 (67,290)	4,410 (52,920)	1,199 (14,370)

※第4段階の下線部分が基準額

※近江八幡市・安土町合併協定項目として高齢者福祉計画および介護保険事業計画並びに保険料は第5期(平成24年度から)計画策定時に統合する。

(3) 第5期における第1号保険料の所得段階区分

【基準所得金額】

○第5期の制度改正では、全国ベースで均衡するように設定される第5段階と第6段階の境界所得である基準所得金額が200万円から190万円に変更されます。

【特例第4段階】

○介護保険料は所得に応じた保険料率を設定しており、第4期(平成21年から平成23年度)は標準的な第6段階設定を採用し、第4期では公的年金等収入金額及び合計所得金額の合計額が80万円以下の被保険者について、基準額に乗じる割合を軽減することが可能となっていました。第5期においても引き続き設定することが可能とされることから、この特例第4段階については、第5期においても引き続き継続することとします。

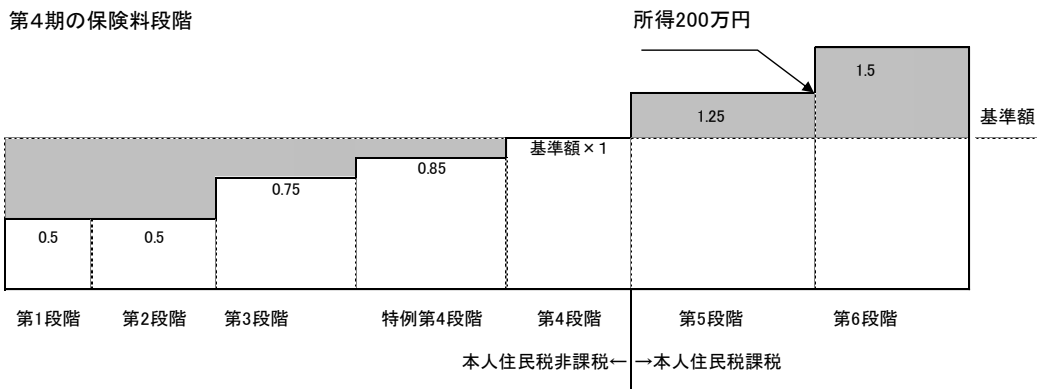
【特例第3段階】

○負担能力に応じた保険料賦課の観点から、住民税世帯非課税者で公的年金等の収入額及び合計所得金額の合計が80万円を超えている人(第3段階)のなかで、120万円未満の被保険者について、所得区分の細分化が可能となることから、住民税世帯非課税者で公的年金等の収入額及び合計所得金額の合計が80万円超で120万円未満の被保険者について特例第3段階とし実施することとします。

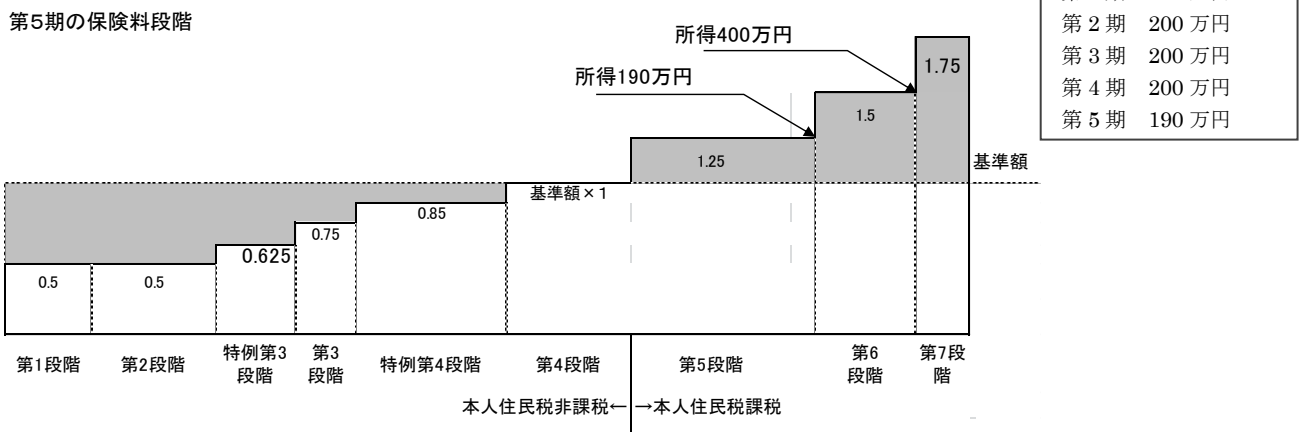
【第7段階】

○介護給付費の増加に伴い保険料負担も増加している中で、より安定的な介護保険制度の運営のためには、これまで以上に、それぞれの被保険者の人の負担能力に応じて保険料を賦課する必要があるとの考えから、第3期(平成18年度)の制度改正では第5段階以上の住民税課税層に対する段階を増やす多段階設定や保険料率の設定変更が市町村ごとに柔軟に対応できるようになっていることから、第5期から住民税課税者で合計所得金額が400万円以上の被保険者について新たな段階である第7段階を設定することとします。

第4期の保険料段階



第5期の保険料段階



(4) 所得段階区分別第1号被保険者数の推計

過去の実績を勘案した所得段階区分別の加入者割合と第1号被保険者数の今後の推移を加味して、平成24年度から26年度までの所得段階別人数を推計しています。

(単位：人、()内：構成比)

所得段階	対象者	平成 24年度 (2012年)	平成 25年度 (2013年)	平成 26年度 (2014年)
第1段階	●生活保護を受給している人 ●世帯全員が住民税非課税で、本人は老齢福祉年金を受給している人	267 (1.4%)	268 (1.4%)	269 (1.4%)
第2段階	●世帯全員が住民税非課税で、本人は前年の合計所得金額＋課税年金収入額の合計が、80万円以下の人	2,748 (14.7%)	2,880 (15.0%)	3,016 (15.2%)
特例 第3段階	●世帯全員が住民税非課税で、本人は前年の合計所得金額＋課税年金収入額の合計が、80万円超～120万円以下の人	1,183 (6.4%)	1,295 (6.7%)	1,415 (7.2%)
第3段階	●世帯全員が住民税非課税で、本人は前年の合計所得金額＋課税年金収入額の合計が、120万円超の人	977 (5.2%)	1,033 (5.4%)	1,088 (5.5%)
特例 第4段階	●世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額の合計が、80万円以下の人	3,510 (18.8%)	3,413 (17.7%)	3,311 (16.7%)
第4段階	●世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、上記以外の人	2,947 (15.8%)	3,128 (16.3%)	3,309 (16.7%)
第5段階	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が、190万円未満の人	4,487 (24.0%)	4,600 (23.9%)	4,713 (23.8%)
第6段階	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が、190万円以上～400万円未満の人	1,950 (10.5%)	1,974 (10.3%)	1,995 (10.1%)
第7段階	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が、400万円以上の人	594 (3.2%)	637 (3.3%)	683 (3.4%)
計		18,663	19,228	19,799

(5) 第1号保険料基準額の設定

① 第1号保険料基準額の算定

第1号保険料は、介護保険事業計画の3年度を単位とした計画期間ごとに、介護保険事業計画に定めるサービス費用見込み額にもとづき、計画期間を通じて財政の均衡を保つことができるように設定されます。したがって、第1号被保険者の人数や介護サービスの利用量に応じて第1号保険料が決まることとなります。なお、予定保険料収納率については、過去5年間の平均収納率を勘案して98.7%を見込んでいます。

保険料収納必要額の見込みから保険料所得段階区分と所得段階区分ごとの被保険者数の推計を踏まえて算定すると、保険料基準額は以下のとおりとなります。

介護保険事業費総合計	13,843,801 千円
第1号被保険者負担割合(21%)	2,906,347 千円
調整交付金相当額と見込額の差額	125,253 千円
保険料収納必要額	3,031,601 千円
予定保険料収納率	98.7 %
所得段階別加入者割合補正後被保険者数	57,042 人
保険料・年額	53,847 円
保険料・月額	4,487 円

② 介護保険給付費準備基金等の活用

○介護給付費準備基金(市)の活用

今後の中期的介護保険財政の安定した運営を考慮し、第5期では第4期計画期間終了時見込額：460,000千円のうち、1/2の230,000千円を取崩すこととする。

※介護給付費準備基金とは、中期財政運営を行うことから生じる剰余金を適切に管理するために、市町村が急激な給付費増等に対応する目的で設置する基金である。介護給付費準備基金の適正な水準は保険者において決定するものである。剰余額は、当該計画期間終了時、次期計画期間に歳入として繰り入れ、保険料上昇抑制に充てることが1つの考え方である。

○財政安定化基金(県)の取崩し

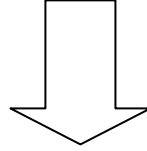
第5期保険料が第4期と比べて大幅な上昇が見込まれることから、保険料の上昇に対する取り組みとして、都道府県に設置されている財政安定化基金の取崩しを可能とし、その取崩した額の3分の1を市町村に交付することができる仕組みとなることから、滋賀県から近江八幡市へ返還見込額：31,369千円を歳入に繰り入れ保険料上昇抑制に充てることとする。

※財政安定化基金とは、市町村が、事業計画における給付費の予想を上回る伸びや、通常の徴収努力をもってしてもなお生じる保険料未納などによる財源不足に対応するため、都道府県が資金の交付や貸付を行う目的で設置する基金である。財源は、国・都道府県・市町村が3分の1ずつ負担する。市町村は当該基金の原資として、3年間の介護給付費等の見込額に対する期毎に定められた一定率を拠出する。(第1期：0.5%、第2期：0.1%、第3期：0%、第4期：0%、第5期：0%)

介護保険給付費準備基金の取崩し(市)	230,000 千円
財政安定化基金の取崩し(県)	31,369 千円
合計	261,369 千円

第 5 期においては、上記の保険料算定の結果を踏まえ、さらに準備基金等の活用により 261,369 千円を取崩すことにより、基準月額を 387 円引き下げ、4,100 円とします。

介護保険給付費準備基金等の取崩し前の保険料基準月額 4,487円



介護保険給付費準備基金等の取崩し後の保険料基準月額 4,100円

(6) 第1号保険料

第5期の平成24年度から平成26年度における第1号保険料は、次のとおりです。

所得段階	対象者	保険料率	第5期 平成24～26年度 (2012～2014年)	
			月額	年額
第1段階	●生活保護を受給している人 ●世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金を受給している人	0.50	2,050円	24,600円
第2段階	●世帯全員が住民税非課税で、本人は前年の合計所得金額＋課税年金収入額の合計が、80万円以下の人	0.50	2,050円	24,600円
特例 第3段階	●世帯全員が住民税非課税で、本人は前年の合計所得金額＋課税年金収入額の合計が、80万円超～120万円以下の人	0.625	2,563円	30,750円
第3段階	●世帯全員が住民税非課税で、本人は前年の合計所得金額＋課税年金収入額の合計が、120万円超の人	0.75	3,075円	36,900円
特例 第4段階	●世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、前年の合計所得金額＋課税年金収入の合計が、80万円以下の人	0.85	3,485円	41,820円
第4段階	●世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、上記以外の人	1.00 (基準額)	4,100円	49,200円
第5段階	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が、190万円未満の人	1.25	5,125円	61,500円
第6段階	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が、190万円以上～400万円未満の人	1.50	6,150円	73,800円
第7段階	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が、400万円以上の人	1.75	7,175円	86,100円

(7) 介護保険料収納状況について

[収納の現状]

第1号保険料の納付方法については、年金年額18万円（月額15,000円）以上である場合は特別徴収（年金引き）となります。平成18年4月からは老齢（退職）年金に障害年金と遺族年金が特別徴収対象年金に追加されました。

収納率の推移については、平成18年度：98.6%、平成19年度：98.6%、平成20年度：98.7%、平成21年度：98.9%、平成22年度：99.1%となっています。

[収納向上対策]

平成23年度に債権対策室が設置されたことにより、債権対策室との情報の共有化による収納率の向上を図ります。

納付者の利便性ととも収納率の向上、収入未済額の縮減を図るため、新たにコンビニ収納の納付方法の導入に取り組むこととします。また、引き続き納付方法における口座振替の推進をします。

(8) 低所得者に関する負担軽減措置（保険料の独自減免）

[内容と現状]

本市では特に所得の低い人の保険料負担軽減を図るため、独自の低所得者減免対策を実施してきました。独自減免とは、国の定める災害減免や事業廃止等による所得の減少減免だけでなく、保険料第3段階以下（世帯員全員が非課税）で、収入が基準額以下、扶養者や生活援助者がいない・預貯金や有価証券が基準額以下などの一定の要件に該当する低所得者に対して市独自で減免措置を講ずることをいいます。

<第4期における独自減免の概要>

保険料第3段階以下（世帯員全員が非課税）の被保険者のうち、以下の要件に該当する者について要件に応じて決められた減免割合を減額する。

<<要件>>

- ① 世帯全員の前年の年間収入合計額が次の額以下であること。※老齢基礎年金額が算定基礎

単身世帯	120万円
2人世帯	160万円

- ② 扶養または仕送りによる生活援助をする者がいない場合であって、生活が困難であると認められる場合であること。または無年金であること。
- ③ 世帯全員の預貯金及び有価証券の合計額が①の額に3を乗じた額以下であること。

[実績]

年度	件数	減免額
平成21年度	5件	40,040円
平成22年度	9件	67,660円
平成23年度	10件（見込み）	99,110円

近年、介護給付費の増加により保険料が上昇傾向であるのに対し、物価や賃金の下落により老齢基礎年金給付額は引下げ傾向にあるなどの要因から、低所得者における減免需要は高まりつつあります。

第5期計画では減免制度について広く周知するとともに、公平な減免制度の運用にむけて取り組むこととします。